

4 小口零細企業保証

小口零細企業保証は、一定の要件を満たす小規模事業者の皆さまへの安定的な資金供給を目的とした、責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)です。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、次の要件①に該当し、かつ②から⑥のいずれかに該当する方 ①保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ②常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業*は5人)以下の会社および個人(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く) ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ③事業協同小組合、または、組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合 ④従事する組合員の数20人以下の企業組合 ⑤常時使用する従業員数が20人以下の協業組合 ⑥常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人(上記②から⑤に掲げるものを除く)											
資金使途	運転資金および設備資金											
融資限度額	2,000万円 (注)既存の保証協会保証付残高との合計で2,000万円以内とします。											
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引											
保証期間	7年以内(うち据置期間6か月以内)											
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)											
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)											
担保	原則として、不要											
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。											
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)											
	保証料率区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
			貸借対照表なし	1.35%								
経営安定関連保証	責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)										
特別小口保証	責任共有外保証料率	1.00%										
(注) 会計処理に関する割引、有担保割引(ただし経営安定関連保証等を除く)、および商工会・商工会議所の推薦に基づく割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。												
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)											

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。